

令和8年度
PTA定期総会資料
品川区立伊藤学園

会 次 第

- 第一号議案 令和7年度 活動報告
- 第二号議案 令和7年度 決算報告
- 第三号議案 令和7年度 会計監査報告
- 第四号議案 令和8年度 活動計画
- 第五号議案 令和8年度 予算案審議
- 令和8年度 役員紹介



《令和7年度 品川区立伊藤学園 PTA 活動報告》

※ 本部役員

- 4月 1年生入学式
歓迎会
令和7年度部員募集
第1回役員会
第1回運営委員会
定期総会
各部全体会・第1回部会
- 5月 委託事業説明会※書面開催
運動会
第1回校区教育協働委員会
- 6月 ー
- 7月 第2回校区教育協働委員会
- 8月 ー
- 9月 第1回地域健全育成運営協議会
第3回校区教育協働委員会
- 10月 第2回役員会
第2回運営委員会
- 11月 中P連専門部研修会
第4回校区教育協働委員会
大井第二地区清掃活動
- 12月 第14回もちつき会
中学生の主張大会
第5回校区教育協働委員会
- 1月 第3回役員会
第3回運営委員会
- 2月 新入生保護者説明会（新1・新7年生）
第6回校区教育協働委員会
- 3月 年度末総会※書面開催
新旧執行部役員引き継ぎ
委託事業報告会※書面開催
9年生卒業式
6年生前期課程修了式
送別会

※ PTA 連合会

- 小学校 PTA 連合会
会長会
大井西ブロック会長会
定期総会
感謝状贈呈式
幹部研修会
しながわドリームフェスティバル
区長・教育長との意見交換会
新年教育懇談会

中学校 PTA 連合会 会長会

- 定期総会
感謝状贈呈式
幹部研修会
専門部研修会
区長・教育長との意見交換会
新年教育懇談会
活動発表大会
臨時総会
品川連合地区委員会
中学生の主張大会
スポーツ交流事業

※ 地域

- 大井第二地区委員会
定例会：毎月第二水曜日
定期総会・臨時総会
各種行事实行委員会
地域育成部会
地区委員研修会
地区事業：親子バスハイク
地区事業：区民まつり
地区事業：レッツトライ
地区事業：清掃活動
地区事業：施設見学会
地区事業：雪あそび
地区事業：地区文化祭
- 町会・他
東京防犯少年野球大会開会式
西大井一丁目町会もちつき
大井森下町会もちつき

- 大井第三地区委員会
定例会：毎月第三水曜日
定期総会・臨時総会
各種行事实行委員会
環境部会
地区委員研修会
地区事業：昔あそび
地区事業：日帰りキャンプ
地区事業：区民まつり
地区事業：野外映画会
地区事業：みかん狩り
地区事業：施設見学会
地区事業：わがまち探検

◆ 令和7年度 各部年間活動報告 ◆

部月	学年部	イベント事業部	広報部	Eco.部
4	第1回部会(部長・副部長決め、引き継ぎ) 委託事業説明会(書面)出席	第1回部会(引き継ぎ) 委託事業説明会(書面)出席 委託事業計画書作成	—	第1回部会(引き継ぎ)
5	運動会手伝い(受付)	運動会手伝い	編集・発行準備 (わかくさ職員紹介号) 運動会撮影(わかくさ52号)	廃品回収業者と連絡 資源回収、標準服回収
6	学校公開受付	CAP講座開催	入稿・発行 (わかくさ職員紹介号)	資源回収、標準服回収
7			—	「標準服ご提供のお願い」案内の発行 資源回収、標準服回収
8			—	資源回収、標準服回収
9	次期役員推薦書の配布		—	資源回収、標準服回収
10	学芸発表会受付 第1回役員選考委員会		学芸発表会撮影 (わかくさ52号)	資源回収、標準服回収
11	第2回役員選考委員会		ボランティア清掃撮影 (わかくさ52号)	資源回収、標準服回収
12	学校公開受付 もちつき会合同説明会 もちつき会当日作業	もちつき会手伝い	もちつき会撮影 (わかくさ52号) 編集 (わかくさ52号)	資源回収、標準服回収
1	学校公開受付 第3回役員選考委員会		校正 (わかくさ52号)	資源回収、標準服回収 「標準服リユース販売会開催のお知らせ」発行
2	第4回役員選考委員会	委託事業報告(書面)	入稿・発行 (わかくさ52号)	資源回収、標準服回収 第1回標準服リユース販売会開催
3			—	資源回収、標準服回収
4	定期総会活動報告(書面)	定期総会活動報告(書面)	定期総会活動報告(書面)	定期総会活動報告(書面)

※ 広報部 第二地区情報誌「スクランブル」、第三地区情報誌「お〜い！」編集へ部員派遣は令和7年度はありません。

※ その他 学期毎に1回開催の運営委員会への参加(各部部长・副部长)、
学園内、外部研修会、講習会等への参加

令和7年度 PTA決算報告

品川区立伊藤学園PTA

(収支の部)		単位(円)
収入総額		3,284,604
支出総額		990,725
差引総額(翌年度繰越金)		2,293,879

(収入の部)					単位(円)
費目	予算額	決算額	差額	摘要	
繰越金	1,805,778	1,805,778	0	前年度繰越金	
会費	1,468,800	1,467,450	1,350	会費 @1,800円	
雑収入	300	11,376	△ 11,076	預金利息	
計	3,274,878	3,284,604	△ 9,726		

(支出の部)					単位(円)
費目	予算額	決算額	残高	摘要	
運営費	1 会議費	12,000	0	12,000	各種会議 他
	2 交通費	10,000	500	9,500	連絡交通費
	3 事務用品費	170,000	8,859	161,141	事務用品、消耗品、PC用紙代 他
	4 事務諸費	370,000	256,788	113,212	事務機器保守契約料、送料、手数料、トナー 他
	5 歓送迎会費	100,000	23,650	76,350	転出入職員記念品(花束)、他
活動費	6 学年部費	10,000	0	10,000	活動費、選考委員会活動費、他
	7 校外生活部費	0	0	0	活動費、提灯電池代 他
	8 広報部費	300,000	286,000	14,000	活動費、広報誌印刷費、他
	9 文化厚生部費	0	0	0	活動費、他
	10 E c o . 部費	6,000	0	6,000	活動費、リサイクル関係費、郵送代 他
	11 イベント事業部	50,000	0	50,000	
諸費	12 行事関連費	20,000	1,706	18,294	PTA主催行事(もちつき会 等)
	13 慶弔費	0	0	0	会員の慶弔
	14 渉外費	150,000	48,000	102,000	本校・他校、地域団体関係行事費 他
	15 小・中P連諸費	30,000	6,380	23,620	分担金、活動費、サポーター交通費 他
	16 保険料	250,000	188,842	61,158	PTA傷害保険料、レクリエーション保険
	17 P連研究費	0	0	0	小P研究発表関係費、交通費 他
	18 記念品費	0	0	0	入学・卒業・運動会記念品 他
	19 周年行事積立金	0	0	0	周年行事関係費
	20 事務機購入積立金	50,000	50,000	0	パソコン一式、事務機器購入費
	21 校内装飾費	120,000	120,000	0	校内装飾花代(月/10,000円)
22 予備費	1,626,878	0	1,626,878		
総計	3,274,878	990,725	2,284,153		

積立金会計決算

周年行事積立金		単位(円)
前年度繰越金		2,221,734
今年度積立金		0
9年卒対より寄付金		11,414
利息		4,046
祝賀会視察		▲ 32,000
計		2,205,194

事務機購入積立金		単位(円)
前年度繰越金		701,971
今年度積立金		50,000
事務機購入費		0
利息		1,285
計		753,256

上記の通り報告いたします。

品川区立伊藤学園PTA 令和8年 4月 30日

会長 秋廣 誠一
 会計 倉持 瑞恵
 会計 黒川 千絵
 会計 上野 悠



上記の通り相違ないことを認めます。

令和8年 4月 30日

品川区立伊藤学園PTA

監査 今西 聖子
 監査 小田切 悠
 監査 吉田 真美



令和7年度 特別基金収支報告書

適 要	収 入	支 出	差額金額
前年度繰越金			1,253,790
資源回収報奨金(前期)	63,600		1,317,390
資源回収報奨金(後期)	40,360		1,357,750
部活動補助金(前期)		115,797	1,241,953
部活動補助金(後期)		70,200	1,171,753
制服リユース販売	69,600		1,241,353
雑費		110	1,241,243
委託事業費 残金			1,241,243
利息	2,257		1,243,500
計	175,817	186,107	
		次年度繰越金	1,243,500

上記の通りご報告申し上げます。

令和8年4月30日

品川区立伊藤学園PTA会長

秋廣 誠一

会計

倉持 瑞恵

会計

黒川 千絵

会計

上野 悠

上記の通り相違ないことを認めます。

令和8年4月30日

品川区立伊藤学園PTA監査

今西 聖子

監査

小田切 悠

監査

吉田 真美

品川区立伊藤学園PTA 令和8年度 PTA活動計画

<p>本部役員</p>	<p>役員会 運営委員会 定期総会・年度末総会 令和8年度部員募集 歓送迎会(4月・3月) 大井第二地区事業(地域清掃) 役員選考委員会 新旧執行部役員引き継ぎ会 各部懇談会</p> <p style="text-align: center;">＜会長出席(副会長代理出席)＞</p> <p>1年生入学式来賓参列 9年生卒業式来賓参列 6年生前期課程修了式参列</p>	<p>1年生入学式 来賓受付誘導・参列 9年生卒業式 来賓受付誘導・参列 運動会 来賓受付誘導・パトロール 委託事業説明会 委託事業活動 委託事業報告会 中P連専門部研修会 中P連活動発表大会 中学生の主張大会</p> <p>校区教育協働委員会 新入生保護者説明会 他校周年記念式典参列</p>
<p>PTA 連合会</p>	<p style="text-align: center;">＜小学校PTA連合会＞ 担当:会長</p> <p>定例会議(会長会)参加 各部会・研修会・各種会議参加 定期総会・次年度役員承認総会 幹部研修会・新年教育懇談会 感謝状贈呈式 しながわドリームフェスティバル 区長・教育長とPTA会長との意見交換会</p>	<p style="text-align: center;">＜中学校PTA連合会＞ 担当:会長</p> <p>定例会議(会長会)参加 各部会・研修会・各種会議参加 定期総会・臨時総会 幹部研修会・新年教育懇談会 感謝状贈呈式 専門部研修会 活動発表大会 区長・教育長とPTA会長との意見交換会</p>
<p>地区 委員会</p>	<p style="text-align: center;">＜大井第二地区委員会＞ 担当:会長+執行部役員2名</p> <p>定例会(毎月第二水曜日)出席 定期総会・臨時総会出席 各種行事实行委員会 地域育成部会 地区委員研修会 各種地区事業の企画運営</p>	<p style="text-align: center;">＜大井第三地区委員会＞ 担当:会長+執行部役員2名</p> <p>定例会(毎月第三水曜日)出席 定期総会・臨時総会出席 各種行事实行委員会 環境部会 地区委員研修会 各種地区事業の企画運営</p>
<p>他</p>	<p style="text-align: center;">＜品川連合地区委員会＞ 担当:会長・執行部役員</p> <p>中学生の主張大会</p>	<p style="text-align: center;">＜町会・他＞ 担当:会長・執行部役員</p> <p>地域清掃 各町会もちつき会</p>

品川区立伊藤学園PTA 令和8年度 各部活動計画(案)

学 年 部	学校行事手伝い(学校公開受付・学芸発表会受付・運動会受付) 役員推薦選考活動(推薦書作成、候補者交渉、役員選考委員会開催) 小P連専門部研修会・中P連専門部研修会出席
イベント事業部	委託事業説明会・報告会出席 委託事業実施(家庭教育学級) 小P連専門部研修会・中P連専門部研修会出席
広 報 部	学園広報誌「わかくさ」発行 地域情報誌編集活動へ数名派遣(大井第二地区「スクランブル」・大井第三地区「お〜い」) 小P連専門部研修会・中P連専門部研修会出席
Eco. 部	資源(新聞、雑誌、段ボール、古紙)の回収 標準服回収・標準服リユース販売 ウェブベルマーク・テトラパック・インクカートリッジ回収、集計、発送
運営委員会	年間3回運営委員会の開催

令和8年度 PTA予算(案)

品川区立伊藤学園PTA

(収入の部)

単位(円)

費 目	前年予算額	前年決算額	予算額	摘 要
繰越金	1,805,778	1,805,778	2,293,879	
会費	1,468,800	1,467,450	1,364,400	会費@1800円×(家庭数700+教職員数58)みこみ
雑収入	300	11,376	300	預金利息 他
総 計	3,274,878	3,284,604	3,658,579	

(支出の部)

単位(円)

費 目	前年予算額	前年決算額	予算額	摘 要	
運営費	1 会議費	12,000	0	12,000	各種会議 他
	2 交通費	10,000	500	10,000	連絡交通費
	3 事務用品費	170,000	8,859	170,000	事務用品、消耗品、PC用紙代、他
	4 事務諸費	370,000	256,788	370,000	事務機器保守契約料、送料、手数料、トナー、ルーター 他
	5 歓送迎会費	100,000	23,650	100,000	転出入職員記念品(花束) 他
活動費	6 学年部費	10,000	0	10,000	活動費、選考委員会活動費 他
	7 校外生活部費	0	0	0	
	8 広報部費	300,000	286,000	300,000	活動費、広報誌印刷費、編集会議費 他
	9 文化厚生部費	0	0	0	
	10 E c o . 部費	6,000	0	6,000	活動費、リサイクル関係費、郵送代 他
	11 イベント事業部	50,000	0	50,000	活動費、イベント企画・運営費 他
	12 行事関連費	20,000	1,706	20,000	PTA主催行事(もちつき会 他)
諸費	13 慶弔費	0	0	0	
	14 渉外費	150,000	48,000	150,000	本校・他校、地域団体関係行事費 他
	15 小・中P連諸費	30,000	6,380	30,000	活動費、サポーター交通費 他
	16 保険料	250,000	188,842	250,000	PTA傷害保険料、レクリエーション保険
	17 P連研究費	0	0	0	小P研究発表関係費、交通費 他
	18 記念品費	0	0	0	
	19 周年行事積立金	0	0	350,000	
	20 事務機購入積立金	50,000	50,000	50,000	パソコン一式、事務機器購入費
	21 校内装飾費	120,000	120,000	120,000	校内装飾花代(月/10,000円)
22 予備費	1,626,878	0	1,660,579		
総 計	3,274,878	990,725	3,658,579		

積立金会計

単位(円)

周年行事	前年度繰越金	2,221,734	2,205,194
	今年度積立金 寄付金	0	11,414
	支出	0	▲ 32,000
	利息	100	4,046
	計	100	2,205,194

事務機購入	前年度繰越金	702,585	753,256
	今年度積立金	50,000	50,000
	事務機購入費	0	0
	利息	614	671
	計	50,614	753,256

令和8年度PTA役員名

会 長	7年	秋廣 誠一
副会長	3年	酒井 綾
	3年	神田 朋泰
	副 校 長	井下 優一
書 記	9年・6年	鷹埜 友美
	教 員	伴麻 里絵
会 計	7年・5年	倉持 瑞恵
	7年	黒川 千絵
	4年	上野 悠
監 査	9年	秋廣 宏宣
	8年	野村 玲子
	8年	高橋 さおり
	教 員	吉野 修平



品川区立伊藤学園PTA会則

第1章 名称

第1条 本会は、品川区立伊藤学園PTA（以下「本会」という）と称する。

第2章 目的

第2条 本会は学校と保護者が一体となって、児童・生徒の

健全な成長と会員の教養ならびに家庭教育、社会教育の向上を図り、伊藤学園（以下「本学園」という）の教育発展に寄与することを目的とする。

第3章 方針

第3条 本会は次の諸項を方針とする。

- 1 本会は教育を本旨とする民主的団体として活動する。
- 2 本会は非営利的・非宗教的・非政治的である。
- 3 本会は児童・生徒の健全な成長のために活動する他の社会的諸団体及び機関と協力する。
- 4 本会は本学園の管理運営や人事に干渉しない。

第4章 事業

第4条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 児童・生徒の社会生活指導に関すること。
- 2 文化教養を高めること。
- 3 保健衛生に関すること。
- 4 福利厚生に関すること。
- 5 会員相互の理解向上、親睦を深めること。
- 6 その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

第5章 会員

第5条 本会は本学園に在籍する児童・生徒の保護者及び教職員をもって会員とし、組織する。

- 1 保護者並びに教職員は、入会に不賛同する権利を有する。
- 2 会員は、未入会届を提出することにより、退会の意思を表明することができる。

第6章 会計

第6条 会計年度は毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

第7条 本会の経費は会費及びその他の収入をこれにあてる。

第8条 会費の変更は総会において決定する。

第9条 本会の資産は第2条の目的に使用する。

第7章 総会

第10条 本会の総会は通常総会と臨時総会の2種とする。

- 1 通常総会
 - ア．年度始めと年度末の2回開く。
 - イ．年度始めの総会
 - ウ．新年度役員の紹介
 - エ．決算の承認、予算及び年度計画の審議と承認
 - オ．年度末の総会
- 2 臨時総会
 - ア．会長が必要と判断した場合、又は、会員の4分の1以上の要求があった場合開く。
 - イ．運営委員会（第10章第18条参照）が必要と認めた場合開く。

第11条

- 1 総会の成立
 - 総会の成立は出席者及び委任状と合わせて会員の過半数とする。
- 2 総会の決議
 - 総会の決議は、出席者の多数決とし可否同数のときは議長が決する。

第12条

- 1 会長 1名
- 2 副会長 3名以上（内副校長1名）
- 3 書記 1名以上（内教職員1名）
- 4 会計 1名以上
- 5 監査 1名以上（内教職員1名）

第8章 役員及び監査

第12条 本会に次の役員及び監査を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 3名以上（内副校長1名）
- 3 書記 1名以上（内教職員1名）
- 4 会計 1名以上
- 5 監査 1名以上（内教職員1名）

役員会は必要に応じて随時開く。
本会に会長代行を置くことができる。会長代行は副会長より互選し、会長を代理する。

第13条 役員は次の通りとする。

- 1 会長は会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

3 書記は総会及び運営委員会・その他の諸会議を記録し、庶務事項を処理する。

4 会計は本会の金銭の出納事務を処理し、監査を経て総会において決算の報告をする。

第14条 監査の任務は次の通りとする。
会計を監査し、学校給食費会計及び教材費会計の監査もする

第15条 第12条及び第19条の役員・部員の選出方法は次の通りとする。

- 1 役員・部員は会員の中より選出する。
- 2 役員、監査の選任は、学年部による公募を経て、役員選考委員会によって行われ、年度末総会で決定する。また役員の任期は1年とし、再任を妨げない。補欠者は前任者の残任期間とする。

第9章 役員選考委員会

第16条 役員・監査の選任のため、役員選考委員会を設置する。構成は以下の通りとする。

- 1 役員から2名（第8章第12条2項以下の教職員を含めない）
 - 2 学年部各学年から1名ずつ（9年は除く）
 - 3 教職員から2名
- 第17条 役員選考委員会は年度内に開かれ、役員候補者の同意を得て年度末総会までに発表し、役員を選任終了後解散する。
- 1 互選によって委員長を選出する。
 - 2 本委員会は3分の2以上の出席者によって会議が成立する。代人を認めない。

第10章 運営委員会

第18条

- 1 運営委員会は校長、副校長、役員、各部の部長をもって構成する。原則として本会会長が招集する。
- 2 本委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、本会の運営に関する事項を審議・決議し、その具体的な執行にあたる。

第11章 部会

第19条 本会の事業を遂行するため、次の部会を置く。

各部会が必要に応じて部長が招集し、部会の年間事業計画の作成・執行にあたる。

- 1 学 年 部 会員・児童・生徒の理解向上、親睦に関する事項
- 2 イベント事業部 会員の研修ならびに児童・生徒の厚生に関する事項
- 3 広報部 本会の広報に関する事項
- 4 E c o . 部 本学園のリユース、リサイクル及びベルマークに関する事項

第12章 顧問

第20条 本会に顧問を置く。顧問は歴代の会長・校長より会長が委託する。

第21条 顧問は会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

第13章 その他

第22条 本会会長は運営委員会の協議を経て、本会則の施行に関し必要な細則を定めることができる。

- 1 細則で定める内容は次のとおりである。
 - ・ P T A 会費
 - ・ 各部の定数
 - ・ 部員選出方法

附 則

- 本会則は、平成19年4月1日より施行する。
- 本会則は、平成20年4月1日より施行する。
- 本会則は、平成21年4月1日より施行する。
- 本会則は、平成27年4月1日より施行する。
- 本会則は、平成28年4月1日より施行する。
- 本会則は、平成29年4月16日より施行する。
- 本会則は、令和7年4月1日より施行する。
- 本会則は、令和8年4月1日より施行する。

（細 則）

I 第6章第7条の会費は、1家庭につき年額1千800円とする。

- 1 会費の収納及び督促、またそれに付随する事項に関しては、本会と本学園との間に締結した契約書に基づき、本学園に委任する。

II 第11章第19条の各部の定数は次の通りとする。

- 1 部 長 1名
 - 2 部 員 1～9年 学年毎複数名
- III 第11章第19条の部員の選出等は次の方法による。
- 1 部長は各部で互選する。
 - 2 各部は本会より選出する。
 - 3 教職員は各部に所属する。

本細則は平成19年4月1日より施行する。
本細則は平成20年4月1日より施行する。
本細則は平成27年4月1日より施行する。
本細則は平成28年4月1日より施行する。
本細則は平成29年4月16日より施行する。
本細則は平成30年4月1日より施行する。
本細則は令和7年4月1日より施行する。

品川区立伊藤学園PTA特別基金使用規定

（リユースおよびリサイクル積立金）

本規定は、品川区立伊藤学園（以下「本学園」という）のPTA会員の善意と奉仕により集められた、PTAの一般会計に属さない金銭の使用基準について定めたものである。

- 1 管理・保管
 - ・ 本基金は、PTA一般会計とは別とし、他に預金口座を設ける。PTA会計が管理・保管し、出納を司る。
- 2 使用目的
 - ・ 本基金は、本学園の児童・生徒の活動が円滑に運営されるための経費の補助とする。必要に応じ、周年行事の基金の一助に充てる。

平成20年4月1日改定
平成27年4月1日改定
平成29年4月16日改定

品川区立伊藤学園PTA個人情報取扱規定

（目的）

第1条 本規定は、品川区立伊藤学園PTA（以下「本会」という。）が取得または保有する個人情報（保護者、児童、生徒、教職員およびその他本会に関わる一切の者（以下「対象者」という。）の個人情報を含む。以下同じ。）の適正な取扱いを定めることにより、本会の活動の円滑な運営を図るとともに、当該個人情報に関する対象者の権利および利益を保護することを目的とする。

（指針）

第2条 本会は、適用ある個人情報保護に関する法令および規則（以下「個人情報保護法」という。）を遵守し、当該個人情報保護法および本規定に従い個人情報（個人情報保護法第2条に定義される個人情報という。）の運用管理を行う。なお、本会の活動において個人情報保護法第2条第3項に規定する要配慮個人情報は取り扱わないものとする。

（管理者）

第3条 第1条に定める個人情報（以下「個人情報」という。）の管理者（以下「管理者」という。）は、本会会長とする。ただし、本会会長は、取り扱う個人情報および業務内容に応じ適切な役員（本会会則第12条に定める役員をいう。以下同じ。）を当該個人情報の管理者として定めることができる。

2 前項に定める管理者は、個人情報の取り扱いにあたっては、本会の活動を遂行するために必要な範囲に限られるよう配慮するものとする。

（秘密保持義務）

第4条 管理者は、個人情報をみだりに知らせ、または不当な目的に使用してはならない。本会の役員を退いた後も同様とする。

（利用目的の特定）

第5条 本会は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定する。

(利用目的による制限)

第6条 本会は、あらかじめ対象者の同意を得ないで、前条に定める利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(不適正な取得)

第7条 本会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(不適正な利用の禁止)

第8条 本会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(利用目的の通知等)

第9条 本会では個人情報データを次の各号に定める目的のために利用する。

(1) 本会の活動に関する業務連絡

(2) 会則第15条第1項に定める部員の募集および決定

(3) 品川区立伊藤学園(以下「学校」という。)が実施する学校行事または本会が主催する行事に関わるサポーター活動の募集および決定。

(4) 会則第5条第2条に定める未入会届の管理

(5) 会則第19条第3項に定める広報部が作成する広報誌の作成、掲載および配布

(5) 対象者からの問い合わせの対応

(6) 会則第15条に定める役員および監査の選出

(7) その他本会の業務を遂行するために必要と管理者が決定した事項

(8) 会則第7条に定める会費の手続き

2 本会が、前項以外の目的で対象者から個人情報を取得した場合、速やかに、その利用目的を当該対象者に通知または公表する。

3 本会が、対象者より直接書面により個人情報を取得する場合、あらかじめ、当該対象者に利用目的を明示する。

(開示)

第10条 対象者は、個人情報の開示を請求することができる。

2 本会は、当該開示を求められた場合は、本人(代理人を含む) 確認および利用目的の確認を実施したうえで、ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、本会はその全部または一部を開示しないことができる。

(1) 対象者又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 法令に違反することとなる場合

3 本会は、第1項に定める請求に係る個人情報の全部もしくは一部を開示しない旨の決定をしたとき、または当該個人情報が存在しないときは対象者に遅滞なく通知するものとする。

(訂正等)

第11条 対象者は、本会の保有する個人情報の内容が事実でないことを理由に当該個人情報の全部または一部について本会に対して訂正、追加または削除(以下「訂正等」という。)を求めることができる。

2 本会は、訂正等を求められた場合、必要な調査を行い、その結果に基づき、本人(代理人を含む) 確認を実施したうえで、遅滞なくこれに応じることとする。

3 本会は、前項の訂正等を行ったとき、または訂正等を行わない旨の決定をしたときは本人に遅滞なく通知するものとする。

(利用の停止等)

第12条 対象者は、本会の保有する個人情報について、本規定に違反して取り扱われていることを理由に当該個人情報の利用の停止、第三者提供の停止、または消去(以下「利用の停止等」という。)を請求することができる。

2 本会は、前項の定めによる請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人(代理人を含む) 確認を実施したうえで、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、これに応じることとする。ただし、個人情報の利用の停止等に多額の費用を要する場合または利用停止等を行うことが困難な場合であって、対象者の権利および利益を保護するために必要な措置をとる場合は、この限りでない。

3 本会は、前項に定める措置を行ったとき、または行わない旨の決定をしたときは対象者に遅滞なく通知するものとする。

(正確性の確保)

第13条 個人情報は、管理者が保管するものとし、適正に管理する。

2 ある年度において取得した個人情報は、当該年度の末日または当該個人情報が不要となった日のいずれか早い日に廃棄を行うものとする。ただし、本会の活動に関する引継ぎまたはその他の理由により翌年度において利用することが必要な個人情報は、管理者の承諾を得て翌年度において必要な限度において引き続き利用することができる。

3 前項に定める利用により個人情報が不要となった場合、管理者によって廃棄を行うものとする。

(安全管理措置)

第14条 管理者は、個人情報の漏えい、滅失または毀損を防止するため必要な措置を講じるものとする。

(外部への持出等の制限)

第15条 個人情報が記録されている媒体の役員以外の者への送信もしくは送付または記録媒体の持ち出しを行わないものとする。ただし、管理者が必要と判断した場合には、適切な対応をしたうえでこれを行うことができる。

(第三者提供の制限)

第16条 本会は、個人情報保護法に定める場合を除き、個人情報を対象者以外に提供することを禁止する。

(漏えい等の対応)

第17条 管理者は、個人情報を漏えい、紛失または毀損したおそれがあること(以下「漏えい等」という。)を把握した場合、直ちに本会会長に報告するものとする。

2 本会会長は、その取り扱う個人情報の漏えい等により当該個人情報に関する対象者の権利および利益を害するおそれが生じたときは、当該事態が生じた旨を学校に報告し、対象者に通知するものとする。

附則

本規定は、令和7年5月1日より施行する。